

固定資産税の超過課税の実施について

～逼迫する町財政の再構築に向けて～

岬町総務部行財政改革課

背景

岬町では、「笑顔あふれる いきいきタウン」をめざして社会資本整備に努め、平成5年度から平成10年度にかけて、国のふるさと創生の流れをくむ^{ちのみ}地海環境遊園整備事業（事業費44億5百万円、内地方債発行額38億88百万円）や岬中学校整備事業（事業費37億76百万円、内地方債発行額23億58百万円）を実施し、地方債償還額の増加に対して計画的な財政運営を図ってきました。

しかし近年、本町における町税の大幅な減収や大量の退職による基金の減少などの影響により、行政が実施しなければならない住民サービスを維持するための「歳出」とそれに見合う「歳入と基金」のバランスが崩れはじめてきました。そこで、平成16年度より推進してきた行財政改革プランによる財政健全化の取組を大幅に見直しせざるを得ない状況となり、新たな歳入確保策の一つとして、固定資産税の超過課税の導入を検討することになりました。

岬町健康ふれあいセンター「ピアッツア5」
(地海環境遊園整備事業)



岬中学校



町税収入の推移

町税収入の過去10カ年の推移をみると、平成9年度決算額32億77百万円をピークに毎年度右肩下がり減収が続き、平成17年度には21億94百万円、平成9年度比で67.0%まで落ち込んでいます。

町税の内訳では、町民税が、平成9年度決算額13億37百万円（町税に占める比率は40.8%）に対し、平成17年度は7億54百万円（同34.4%）、固定資産税が、平成9年度決算額15億55百万円（町税に占める比率は47.5%）に対し、平成17年度は12億98百万円（同59.2%）となり、平成9年度に比べ町民税、固定資産税ともに大きく減収しています。

減収要因の一つは、景気低迷に伴う個人所得、法人所得の減少を受けた、個人及び法人町民税の落ち込みです。加えて、大手有力企業の事業規模の縮小や休止、大阪府内1位の高齢化率等が町民税減収に追い討ちをかけ、納税者数が平成9年度の8,072人に対し、平成17年度では、税制改正（配偶者控除、配偶者特別控除が廃止）により納税者増となる要因があったにもかかわらず6,773人と、16.1%も減少しました。

表一 町税 H8～H17の決算額

〔単位：百万円〕

区分	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
町税	3,098	3,277	3,015	2,992	2,908	2,762	2,593	2,373	2,273	2,194
町民税	1,246	1,337	1,115	1,093	1,096	957	908	772	763	754
個人	942	1,055	912	890	906	834	712	644	602	608
法人	304	282	203	203	190	123	196	128	161	146
固定資産税	1,565	1,555	1,653	1,671	1,604	1,598	1,479	1,421	1,364	1,298
土地	655	643	666	677	672	667	634	608	561	504
家屋	447	438	461	472	440	460	472	432	438	449
償却資産	463	474	526	522	492	471	373	381	365	345
その他	287	385	247	228	208	207	206	180	146	142

表一 2 「平成18年大阪府基準地価格調査」結果 地価下落率上位

〔単位：％、円／㎡〕

順位	基準地番号	変動率	平成17年価格	平成18年価格	所在地	用途
1	岬（府）-5	-13.2	29,500	25,600	岬町多奈川谷川1847番3	住宅地
2	岬（府）-3	-12.9	51,200	44,600	岬町淡輪3631番21	住宅地
2	岬（府）-4	-12.9	40,200	35,000	岬町深日2450番62	住宅地

もう一つの減収要因は、地価の下落と企業活動の縮小、廃止等による固定資産税の落ち込みです。平成11年度決算額16億71百万円をピークに平成17年度では12億98百万円と、平成11年度比77.7%まで減少しています。

平成18年度の地価状況は、全国的に下落率が縮小傾向にあり、都心部やその周辺では下げ止まり、あるいは上昇に転じている地域もありますが、大阪府の南部では地価動向の反映が鈍く、中でも南端に位置する本町では、現在もなお大幅な下落率を示しており、下げ止まる傾向は見受けられません。

(表一 1、表一 2 参照)

固定資産税の超過課税を採用

このような中、本町は、大阪府内で唯一固定資産税の超過課税を採用することになりました。課税手法については、府内で多くの市町が採用している都市計画税との比較検討も行い、本結論に達しました。

まず、都市計画税は、都市計画事業を実施することを前提に、原則的には市街化区域に限定した目的

税ですが、本町における都市計画事業は下水道事業であり、市街化区域であっても下水道事業計画区域外はその利益を受けないこと、その下水道計画区域内においても整備期間が長期（事業計画：平成元年～平成40年）に渡ることから供用開始時期の差異が大きいこと、下水道の事業は受益者が負担金を拠出しているなどの課題があります。

また、本町の特徴の一つとして、行政区画面積が4,903haであるのに対し、市街化区域面積は704haと町全体の14.4%を占めるに過ぎません。

これに対して固定資産税は、公共施設、地区施設、教育や福祉などにも活用することが可能で用途が限定されないこと、さらに超過課税による税負担は、本町を取り巻く経済的な状況が厳しく、町が財政危機に直面する中で、住民が必要とするサービスを維持するために、できる限り多くの住民の皆様にご協力をお願いするという趣旨も含まれています。

そして本町では、公共施設や地区施設などの整備は市街化区域の内外を問わず、必要な事業として整備を行っています。

以上のことから、課税区域に限定されず、町内の

表一 3 課税標準額の推移

年 度	土 地 (地積 : 150 m ²)		家 屋 (床面積 : 100 m ²)		課税標準額 の 合 計
	下落率 (対前年度)	課税標準額	下落率 (対前年度)	課税標準額	
16	—	740,000 円	—	2,500,000 円	3,240,000 円
17	13%	643,000 円	据置き	2,500,000 円	3,143,000 円
18	16%	540,000 円	12%	2,200,000 円	2,740,000 円
19	(見込)10%	486,000 円	据置き	2,200,000 円	2,686,000 円

※平成18年度は評価替の年度

表一 4 税額試算 (上記の課税標準額に基づく)

年 度	課税標準額 の 合 計	税 率	税 額	差 額	
				対前年度	平成 16 年度 との比較
16	3,240,000 円	100 分の 1.4	45,300 円	—	—
17	3,143,000 円	100 分の 1.4	44,000 円	△1,300 円	1,300 円
18	2,740,000 円	100 分の 1.4	38,300 円	△5,700 円	7,000 円
19	2,686,000 円	100 分の 1.7	45,600 円	7,300 円	300 円

※試算はあくまで、この物件の試算結果です。それぞれの物件によって評価額や下落率が異なるため、計算結果は異なります。

すべての固定資産に広く課税するという観点から固定資産税の超過課税を採用しました。

超過課税の実施期間と税率

固定資産税の超過課税を実施するにあたり、平成18年3月議会に条例改正案を上程し議決を得ました。実施期間は平成19年度から「当分の間」ですが、集中改革プランの計画期間を考慮し、平成19年度から平成21年度までの3ヵ年を予定しています。また、その間の税率は100分の1.7です。

超過課税税額の試算

固定資産税は課税標準額に税率を乗じて算定されます。超過課税の税額の試算については、岬町内の平均値を用いて土地を住宅用地150m²、家屋を木造住宅100m²とし、課税標準額を算定しました。表一3では、平成16年度以降の下落率を加味した課税標準額の推移を示しています。表一4から、平成19年度に100分の1.7の税率で、本物件の税額は45,600円

となり、平成16年度に比べ300円の増額となることがわかります。

このような試算により、町全体では超過課税の実施によって平成19年度で2億40百万円の固定資産税の増加を見込んでいます。

今後の方向性

今後の町財政の展望としては、三位一体の改革に伴う地方交付税の減収等、さらなる歳入減が危惧されます。一方で、超高齢化に伴う扶助費、介護保険や国民健康保険への繰出金の増加に加えて、関西国際空港対策事業としての海釣り公園の整備や第二阪和国道延伸に伴う周辺地区整備事業を推進する必要もあり、歳出の増が見込まれます。

そして、国における税制改正や介護保険制度の改正に伴う介護保険料の引き上げ等により住民の負担は増加し、特に高齢者の負担感は大きく、定率減税の廃止等が予定される来年度についてはさらに負担感が増幅されると思われます。

しかしながら、逼迫する町財政の再構築を図り、

行政として実施しなければならない住民サービスと町の活力を維持するという観点から、歳入面において使用料や手数料を見直し、自主財源を確保するとともに、関西国際空港土取跡地利用の企業誘致を府と連携してトップセールスを積極的に行うことなどで、雇用の拡大や税源の確保につなげていきたいと考えています。

また、歳出面においても、事務事業の見直しや職員給与の見直しなど、集中改革プランの推進項目を確実に実施していますが、これを上回る税の減収により相殺されているため、さらに即時的な効果額が得られる追加策を創出し、住民の信託に応えうる持続可能な行財政構造への改善を図っていきたいと考えております。

〈問い合わせ〉

岬町総務部行財政改革課

T E L : 072-492-2780